

# GALILEI

Be cool, Be alive.

# 第73期 定時株主総会継続会開催ご通知

開催日時

2024年7月31日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

第73期定時株主総会継続会開催ご通知

事業報告	6
計算書類等	28
監査報告書	35

## 【株主総会資料の電子提供制度につきまして】

会社法の改正による電子提供制度の施行に伴い、株主総会資料の提供は、紙媒体から原則ウェブサイトに変更となりました。但し当社では、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、株主総会資料の一式は、本ご通知でご案内のウェブサイトでご確認いただけます。

また、お土産は取り止めとさせていただきます。

フクシマガリレイ株式会社

証券コード：6420

# 継続会開催ご通知

## 株主の皆様へ

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期における当社グループを取り巻く環境は、経済活動の正常化が進み、インバウンド需要の回復や、個人消費を中心に総じて堅調に推移いたしました。しかしながら、国内においては、円安の進行や原材料価格の高止まりをはじめ、人手不足や賃金上昇等による物価の上昇傾向が続いております。

このような状況の中で、「GALILEI LEVECH CHALLENGE!!」(ガリレイ レベチ チャレンジ!!)をテーマに、持続可能な社会の実現に向け「食といのちの未来を拓く挑戦者」として社会にとってなくてはならない企業グループになるべく取り組んでまいります。

企業理念である“幸せ四則”実現に向けて日々努力してまいりますので、株主の皆様には今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

代表取締役 社長執行役員 **福島 豪**

**環境・安全・安心をテーマに「幸せ創造企業」を目指します。**

### 第1項 | 生活者の幸せ

わたしたちは、環境・安全・安心をテーマに、お客様と協働し、生活者の「幸せ」に寄与することを基本使命とします。

### 第2項 | お客様の幸せ

わたしたちは、独自の技術とシステムにより、フードビジネスに新しい価値を創造し、お客様の「幸せ」に貢献することを基本使命とします。

### 第3項 | 社員の幸せ

わたしたちは、自己責任能力を高め、自身と社業の成長を通じて、物心両面の「幸せ」を追求することを基本使命とします。

### 第4項 | 株主・お取引先の幸せ

わたしたちは、将来への目標を共有し、常に業績向上に努め株主やお取引先に「幸せ」を提供することを基本使命とします。



(証券コード 6420)

2024年7月16日

(電子提供措置の開始日 2024年7月8日)

株 主 各 位

大阪市西淀川区竹島2丁目6番18号

フクシマガリレイ株式会社

代表取締役 社長執行役員 福島 豪

## 第73期定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

なお、本継続会は2024年6月26日開催の第73期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第73期定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

当社ウェブサイト [https://www.galilei.co.jp/ir/meeting\\_info/](https://www.galilei.co.jp/ir/meeting_info/)



また、電子提供措置事項は上記のウェブサイトのほか、東京証券取引所のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセス⇒「銘柄名(会社名)」に「フクシマガリレイ」または証券「コード」に「6420」(半角)を入力し検索⇒「基本情報」⇒「縦覧書類/PR情報」の順に選択の上、ご覧ください。

敬 具

記

1. 日時 2024年7月31日（水曜日）午前10時
2. 場所 大阪市西淀川区竹島2丁目6番18号  
ガリレイグループ本社ビル 8階
3. 目的事項  
報告事項 1. 第73期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第73期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

以 上

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本継続会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をご送付しております。当該書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・連結注記表
  - ・個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

### 〈事前質問の受付について〉

株皆様のご質問を承る機会をより多くご提供するため、事前質問を承り本継続会でご回答いたします。事前質問は2024年3月31日時点の株主名簿にご登録の株主様に限りご利用いただけます。郵送の「第73期定時株主総会継続会開催ご通知」に詳細を記載しておりますのでご覧下さい。

### 〈株主様へのお願い〉

- ・本継続会に出席を予定する当社役員につきましては、継続会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席やオンラインによる出席とさせていただく可能性があります。
- ・継続会当日までの状況により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.galilei.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

### 〈本継続会映像のライブ配信について〉

当日の本継続会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるようインターネットによるライブ配信を行います。ライブ配信は2024年3月31日時点の株主名簿にご登録の株主様に限りご利用頂けます。郵送の「第73期定時株主総会継続会開催ご通知」に詳細を記載しておりますのでご覧下さい。

### ご注意事項

- ライブ配信で本継続会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問はできません。
- 通信環境等の影響により、ライブ配信の映像及び音声の乱れ、あるいは一時中断されるといった通信障害が発生する可能性があります。当社としては、このような通信障害により株主様が被った不利益に関しては、一切責任を負いかねます。
- ライブ配信の映像の撮影、録音、録画行為またはインターネット等での無断公開は固くお断りします。
- ご視聴いただくための通信料は、株主様にてご負担いただきますようお願い申し上げます。
- 株主様以外が、本継続会のライブ配信をご視聴いただくことはお断りします。
- その他ライブ配信につきまして、やむを得ずシステム障害等による事情変更が生じた場合の対応、その他のお知らせにつきましては、適宜当社ウェブサイト (<https://www.galilei.co.jp/>) にてご案内いたします。

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2023年4月1日～2024年3月31日)におけるわが国経済は、2023年5月に新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)が5類感染症に移行されたことや雇用・所得環境の改善などにより個人消費やインバウンド需要の持ち直しの動きがみられ、景気は緩やかに回復しております。一方で、エネルギーコスト及び原材料価格の高騰による消費者物価の上昇や、世界的な政情不安や各国政府による金融引き締めなどにより、引き続き先行き不透明な状況にあります。

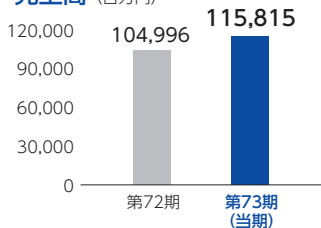
当企業集団を取り巻く環境は、外食産業では、エネルギーコストや原材料価格の高騰、人手不足の影響を受けつつも、コロナが5類感染症に移行されたことにより、人流が増加したことで外食需要やインバウンド需要は回復傾向が続いています。流通産業では、家庭の電気・ガス代高騰等による節約志向が継続したことで内食需要が継続し、商品価格上昇により収益面は回復基調にありますが、店舗のエネルギーコストや原材料価格の高騰により、設備投資について依然慎重な傾向が続いております。また、食品製造業界では、人手不足で自動化や省人化等の需要はあるものの、エネルギーコスト、建築資材価格の高騰等が影響し、食品メーカーを中心に設備投資に慎重な傾向がみられております。なお、低温物流業界では、物流の2024年問題と総称される自動車運転業務における労働時間の上限規制への対応や主要都市を中心とした冷蔵倉庫の満床・老朽化により物流センター・冷蔵倉庫の建設需要が継続しております。

ガリレイグループでは、サステナブルビジョン「Dramatic Future 2050」を策定し、2050年までに食品の生産からテーブルに並ぶまで温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることに取り組んでおります。また、「グリーン冷媒への転換」「環境性能の高い製品を開発・提供」「冷媒ガス漏洩防止」のアクションを戦略的に推進し、バリューチェーン全体のCO<sub>2</sub>排出量削減に取り組むことで、環境先進企業として価値を提供してまいります。当連結会計年度の主な取り組み内容は、タテ型・ヨコ型業務用冷凍冷蔵庫及び小型タイプのキューブアイス製氷機をノンフロン冷媒R1234yf(GWP: 1)仕様へとモデルチェンジを実施しております。自然冷媒採用大型コンデンシングユニット「NOBRAC」や、ノンフロン冷媒仕様機種をバリエーションに追加したメディカルフリーザーなど、その他製品についても計画的に地球温暖化係数の低い冷媒に切り替えております。加えて、冷媒ガス漏洩による地球温暖化ゼロを目指し、当初想定していた2025年から1年前倒しし、2024年4月1日よりグリーン冷媒R1234yf採用の冷凍冷蔵庫と製氷機において、冷媒ガス漏洩による故障を10年間保証する取り組みを開始しております。

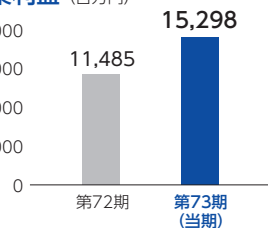
その結果、当連結会計年度の売上高は1,158億1千5百万円(前年比10.3%増)、営業利益は152億9千8百万円(前年比33.2%増)、経常利益は161億5千9百万円(前年比31.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は123億6百万円(前年比42.3%増)となりました。

なお、2024年6月11日付「第73期定時株主総会の継続会の開催について」にてご案内のとおり、決算関連手続きにおいて、国内における据付工事を伴う売上高の期間帰属等に関して疑義のある取引が検出されたため、調査を進めておりましたところ、2件で合計約20百万円の売上計上の不備がありましたので、上記数値にはこれを反映しております。

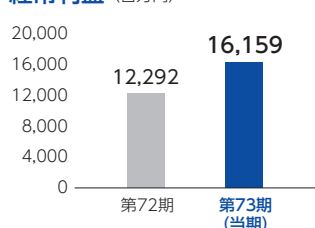
#### 売上高 (百万円)



#### 営業利益 (百万円)

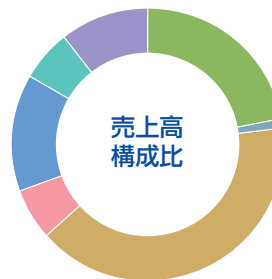
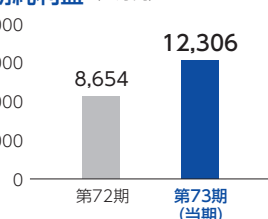


#### 経常利益 (百万円)



#### 親会社株主に帰属する

#### 当期純利益 (百万円)



冷凍冷蔵庫販売	22.0%
医療・理化学製品販売	1.1%
冷凍冷蔵ショーケース販売	40.3%
大型食品加工機械販売	6.2%
大型パネル冷蔵設備販売	13.8%
小型パネル冷蔵設備販売	6.1%
サービス販売	10.5%

事業別の概況は、次のとおりであります。

## 冷凍冷蔵庫販売

売上高  
構成比

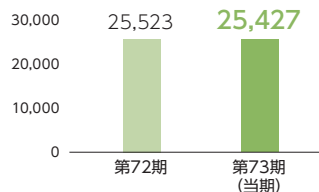
22.0%

冷凍冷蔵庫販売では、店舗での食品加工やテイクアウトの需要が落ち着きを見せ、ブラストチラーや冷凍冷蔵ロッカー等高単価商品の売上が減少したことなどにより、売上高は254億2千7百万円(前年比0.4%減)となりました。

### 販売品目

汎用業務用冷凍冷蔵庫、製氷機、玄米保冷庫、ブラストチラー、ドゥコンディショナー、急速凍結庫、コールドロッカー、厨房設備工事 など

売上高 (百万円)



## 医療・理化学製品販売

売上高  
構成比

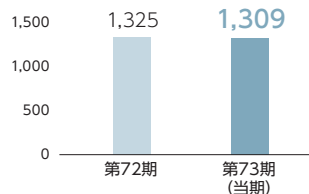
1.1%

医療・理化学製品販売では、薬用保冷庫の調剤薬局・ドラッグストア向け販売が増加傾向にある一方で、病院・クリニック向けの販売が減少したことなどにより、売上高は13億9百万円(前年比1.2%減)となりました。

### 販売品目

薬用保冷庫、低温インキュベーター、メディカルフリーザー、超低温フリーザー など

売上高 (百万円)





## 冷凍冷蔵ショーケース販売

売上高  
構成比

40.3%

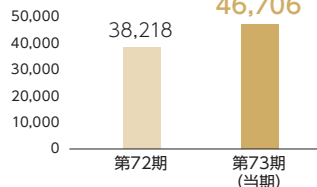
冷凍冷蔵ショーケース販売では、流通産業において主に省エネ改装需要が堅調に推移し、スーパーマーケットやドラッグストア向けの販売が増加しました。また、コンビニエンスストア向けの自然冷媒を採用したショーケースの販売も引き続き堅調に推移したため、売上高は467億6百万円(前年比22.2%増)となりました。



### 販売品目

オープンショーケース、冷凍機内蔵型オープンショーケース、リーチインショーケース、RO水機器、ショーケース設備工事 など

売上高 (百万円)



## 大型食品加工機械販売

売上高  
構成比

6.2%

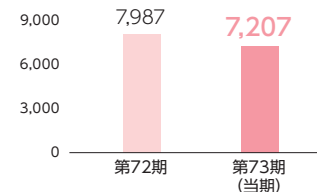
大型食品加工機械販売では、エネルギーコストや原材料価格の高騰の影響を受け、食品メーカーを中心に設備投資について慎重な傾向が継続したため、売上高は72億7百万円(前年比9.8%減)となりました。



### 販売品目

トンネルフリーザー、食品工場の自動化設備

売上高 (百万円)



## 大型パネル冷蔵設備販売

売上高  
構成比

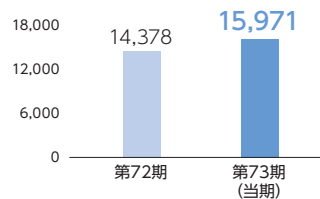
13.8%

大型パネル冷蔵設備販売では、物流の2024年問題を背景に低温物流拠点の需要や主要都市を中心とした冷蔵倉庫の満床・老朽化等により物流センター・冷蔵倉庫の建設需要が継続し、半導体やリチウムイオン電池工場向け等のクリーンルームの需要が増加したため、売上高は159億7千1百万円(前年比11.1%増)となりました。

### 販売品目

大型パネル設備工事、大型プレハブパネル、  
建築工事

売上高 (百万円)



## 小型パネル冷蔵設備販売

売上高  
構成比

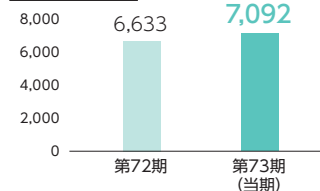
6.1%

小型パネル冷蔵設備販売では、スーパーマーケットやコンビニエンスストア向けの売上が堅調に推移したことなどにより、売上高は70億9千2百万円(前年比6.9%増)となりました。

### 販売品目

小型パネル設備工事、小型プレハブパネル

売上高 (百万円)



## サービス販売

売上高  
構成比

10.5%

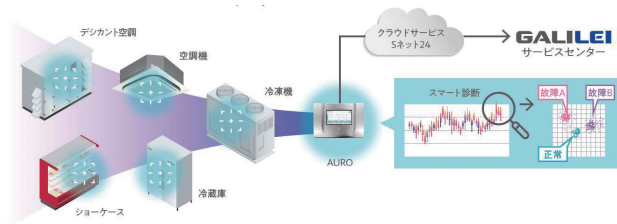
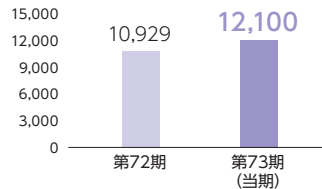
サービス販売では、スーパーマーケットやコンビニエンスストア向けの冷凍冷蔵ショーケースのメンテナンス、保守契約の売上が増加しました。また、外食産業の需要回復に伴い冷凍冷蔵庫等のメンテナンスの売上も増加したため、売上高は121億円(前年比10.7%増)となりました。



### 販売品目

冷凍冷蔵庫・医療理化学製品・冷凍冷蔵ショーケース・トンネルフリーザーのメンテナンス、保守点検、補修部品販売、RO水水質保証点検など

### 売上高 (百万円)



## 製造部門

製造部門においては、原材料価格の高騰や海外輸入部品購入における為替の影響は依然として続いておりますが、影響額を軽減するため、さらなる生産性の向上や代替部材使用等に取り組んでおります。また、2023年3月にショウケンガリレイの新本社工場を建設し、受注拡大に向け生産体制を整備しました。6月にはフクシマガリレイの岡山工場に新棟を建設し、高単価商品の生産性向上に取り組んでおります。また、2024年3月、滋賀県に冷凍冷蔵ショーケースの新工場建設を発表しており、次世代の高付加価値製品の開発や生産性向上を図り、冷凍冷蔵ショーケースのさらなるシェア伸長に対応できる生産体制を構築してまいります。



岡山第二工場 新工場棟



滋賀(湖南)工場 新工場棟(イメージ)

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

### ① 連結会計年度中に取得した主要設備

・当社		
さいたま支店	事業用地	540百万円
岡山第二工場	新工場棟	503百万円
関東サービスセンター	事業用地	443百万円
・子会社		
ショウケンガリレイ株式会社	本社工場建設	484百万円

### ② 連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

・当社		
滋賀（湖南）工場	土地の取得及び新工場棟建設	10,600百万円
岡山工場	配送センター建設	2,500百万円

・子会社

記載すべきものはありません。

### ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

・当社	
記載すべきものはありません。	
・子会社	
記載すべきものはありません。	

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

当企業集団を取り巻く環境は、エネルギーコスト及び原材料価格の高騰による消費者物価の上昇や、世界的な政情不安や各国政府による金融引き締めなどにより先行き不透明な状況が続くと予想されます。当企業集団は、社員の人間性、製品・サービス技術力の向上でお客様との信頼関係を構築し、「食といのちの未来を拓く挑戦者」として、広く社会に貢献できる「幸せ創造企業」の実現を目指します。

具体的には以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 冷凍冷蔵販売では、高齢化に伴って増える高齢者施設・病院や、インバウンド需要により回復基調にあるホテル・レジャー施設、セントラルキッチン等への営業の強化に加え、お客様の海外展開の支援などコロナ後のお客様の変化に対応してまいります。また、人手不足でお困りのお客様に省力化・省人化の製品やサービスの提案型営業でお応えし、お客様と共に社会課題及び脱炭素化などの環境問題に取り組んでまいります。
- ② 医療・理化学製品販売では、環境に配慮した製品の開発や、精度の高い温度管理を実現するシステム提案を強化することで医療機関向け、薬卸、再生医療関連市場へ引き続き貢献してまいります。特に再生医療については、2024年6月に開業を予定しております大阪府と21社の民間企業等で設立した一般財団法人未来医療推進機構が運営する「未来医療国際拠点Nakanoshima Cross」に入居を予定しており、再生医療の産業化に貢献してまいります。
- ③ 冷凍冷蔵ショーケース販売では、スーパーマーケットやドラッグストアにおける全国カバー率の向上、コンビニエンスストア向け製品の開発強化、全国の施工・メンテナンス体制を強化し、販売拡大とシェアアップを図ります。また、省エネ製品の開発や次世代空調システムとして店舗の省エネ・快適性を実現するガリレイエアテックシステムの提案を進め、店舗の電気使用量を抑えるとともに、生活者が買い物しやすい環境づくりに貢献してまいります。

- ④ 大型食品加工機械販売では、引き続き冷凍食品やチルド弁当をはじめとした食品メーカー向けのトンネルフリーザー等の製品開発・提案を強化してまいります。また、新規市場開拓や海外案件に積極的に取り組んでまいります。
- ⑤ エンジニアリング事業<sup>※</sup>では、大型冷蔵倉庫の設計・施工力を強化し、食品工場や薬品等の物流倉庫、スーパーマーケットのプロセスセンター、食品卸、ネット販売など、人手不足や物流の2024年問題で集約化・合理化を進めるお客様にお役立ちしてまいります。併せて保守契約の提案を進め、お客様と継続的なリレーションシップ構築を目指します。

※当社では主に、大型プレハブ冷蔵庫・冷蔵倉庫・食品工場の設計、設備、調達、施工を行うことを指しています。

- ⑥ サービス・工事事業では、人員増強をさらに推し進め、全国のメンテナンス・施工体制の充実を図り、引き続きメーカーメンテナンス・施工技術を提供してまいります。さらにサービス事業では、「直すサービス」から、「予防・保全・維持管理するサービス」へビジネスモデルの転換（ゼロコールカンパニー）を行い、加えて、プレメンテナンス拡充を実施し、2025年からの「冷媒ガス漏れ10年保証」<sup>※</sup>への取り組みを進め、営業・サービス・工事一体でお客様へ新しい付加価値を提供してまいります。

※グリーン冷媒R1234yf採用の冷凍冷蔵庫と製氷機においては、当初想定していた2025年から1年前倒しし、2024年4月1日より「冷媒ガス漏れ10年保証」を開始しております。

- ⑦ 海外事業では、販売力・工事施工力・メンテナンス力を引き続き強化し、飲食店やスーパーマーケット以外にも、コールドチェーンの中継地となる食品工場や低温物流倉庫などにも取り組みを広げ、食の安全・安心に貢献してまいります。また、海外事業の2030年までの中期経営計画「GGV(ガリレイグローバルビジョン)2030」を策定し、今後もグローバル企業としての進化を目指します。
- ⑧ 多様な人材が固有の能力を発揮できるよう、職場環境の整備と健康経営の実践で「働き方改革」を推進します。また、事業の拡大を図るため、優秀な人材の確保及び育成が重要課題と考え、サービス・工事事業の専門人材育成を目的とした「ガリレイアカデミー」等への取り組みを行っております。今後は、サービス・工事の協力会社の技術者不足などの課題に対応するため、協力会社向けにも取り組みの幅を広げてまいります。
- ⑨ 取引先との連携・共存共栄を進めるため、国内工場の主要取引先向け「GALILEI Supplier Hub」、サービス・工事の協力会社向け「GALILEI Contractor Hub」にて、技術交流の推進、ならびに業務支援を継続的に取り組んでいます。また、「サステナブル調達ガイドライン」を策定し、取引先へ当社グループの方針を周知すると共に理解と実践を求めています。引き続き取引先との関係強化を図ることで、メーカーとしての供給義務を果たし、持続可能なサプライチェーンの実現に取り組んでまいります。
- ⑩ 環境先進企業として、GWP（地球温暖化係数）の低いグリーン冷媒への転換（加重平均GWP：2029年目標値150（内蔵型）、750（別置型））や冷媒ガス漏洩防止に取り組み、製品ライフサイクルにおいて環境性能の高い製品を開発・提供し、最新の省エネ技術の積極導入や再生可能エネルギーの活用などを通じて、バリューチェーン全体でCO<sub>2</sub>排出削減に貢献してまいります。

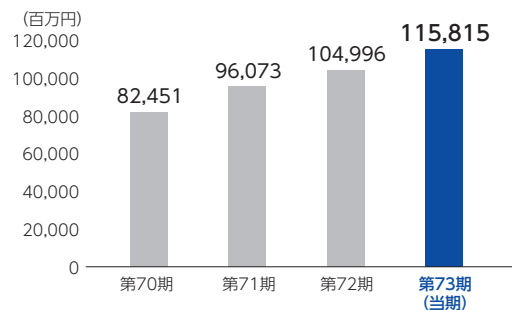
## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第70期 (2021年3月期)	第71期 (2022年3月期)	第72期 (2023年3月期)	第73期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上	82,451百万円	96,073百万円	104,996百万円	115,815百万円
経 常 利 益	8,651百万円	11,265百万円	12,292百万円	16,159百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	6,299百万円	8,172百万円	8,654百万円	12,306百万円
1株当たり当期純利益	314.41円	407.88円	431.60円	615.52円
総 資 産	96,911百万円	103,700百万円	112,997百万円	130,532百万円
純 資 産	64,700百万円	71,910百万円	79,907百万円	92,826百万円

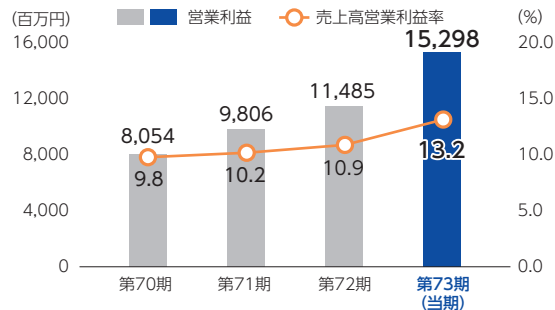
(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第71期の期首から適用しており、第71期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## 財務ハイライト (連結)

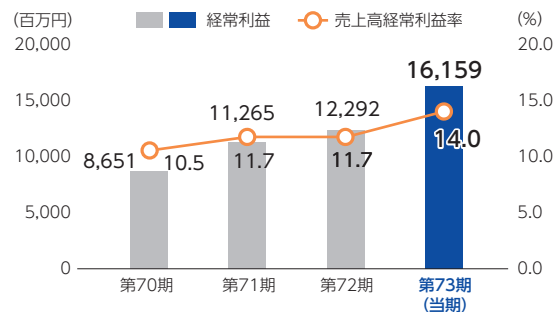
### 売上高



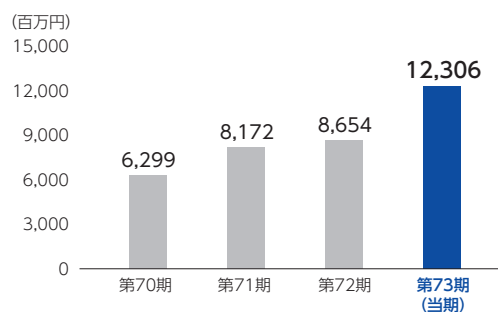
### 営業利益、売上高営業利益率



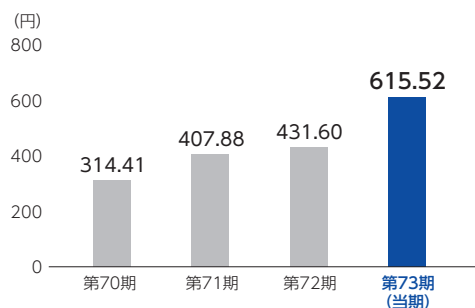
### 経常利益、売上高経常利益率



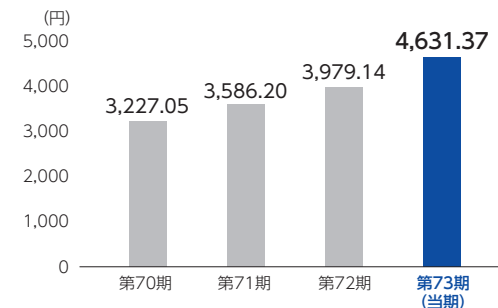
### 親会社株主に帰属する当期純利益



### 1株当たり当期純利益



### 1株当たり純資産額



## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
福島国際（香港）有限公司	1百万HK\$	100%	冷凍冷蔵機器の販売・施工
フクシマトレーディング株式会社	20百万円	100%	貿易業、エネルギー管理業
フクシマガリレイシンガポール株式会社	0.2百万SG\$	100%	冷凍冷蔵機器の販売・施工
台湾福島国際股份有限公司	5百万NT\$	100%	冷凍冷蔵機器の販売・施工
福島嘉利雷冷機（上海）有限公司	9百万RMB	100%	冷凍冷蔵機器の販売・施工
タカハシガリレイ株式会社	50百万円	100%	食品機械の製造・販売
フクシマガリレイマレーシア株式会社	2百万MYR	100%	冷凍冷蔵機器の販売・施工
ガリレイパネルフリエイト株式会社	300百万円	100%	プレハブパネルの製造・販売
ショウケンガリレイ株式会社	20百万円	100%	食品機械の製造・販売
フクシマガリレイタイランド株式会社	6百万THB	49%	冷凍冷蔵機器の販売・施工
フクシマガリレイベトナム有限会社	6,310百万VND	100%	冷凍冷蔵機器の販売・施工
ガリレイ（タイランド）株式会社	225百万THB	100%	冷凍冷蔵庫の製造
フクシマガリレイカンボジア株式会社	0.3百万US\$	100%	冷凍冷蔵機器の販売・施工
フクシマガリレイミャンマー株式会社	251百万MMK	100%	冷凍冷蔵機器の販売支援
フクシマガリレイインドネシア株式会社	10,002百万IDR	67%	冷凍冷蔵機器の販売・施工
フクシマガリレイフィリピン株式会社	15百万PHP	100%	冷凍冷蔵機器の販売・施工

(注) 1.フクシマガリレイシンガポール株式会社及び台湾福島国際股份有限公司への出資比率のうち95%、福島嘉利雷冷機(上海)有限公司、フクシマガリレイマレーシア株式会社、フクシマガリレイベトナム有限会社、フクシマガリレイカンボジア株式会社、フクシマガリレイミャンマー株式会社及びフクシマガリレイフィリピン株式会社への出資比率100%、フクシマガリレイタイランド株式会社への出資比率49%、フクシマガリレイインドネシア株式会社への出資比率67%は、間接所有によるものであります。なお、従来、連結子会社であった北京二商福島機電有限公司は、清算終了に伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2.2024年4月1日付で株式会社エコメックの株式80%を取得し当社の子会社となりました。また、株式会社エコメックの完全子会社である日本洗浄機株式会社は、当社の孫会社となりました。

## (7) 主要な営業所及び工場ならびに従業員の状況

### ① 主要な営業所及び工場

当社		子会社	
名称	所在地	名称	所在地
本社	大阪市西淀川区	ガリレイパネルクリエイト株式会社 彦根工場	滋賀県彦根市
東日本支社(東京 浅草橋)	東京都台東区	ガリレイ(タイランド)株式会社	タイ王国ラヨン県
東日本支社(東京 日本橋)	東京都中央区	ショウケンガリレイ株式会社 本社工場	静岡県藤枝市
中部支社	名古屋市中区		
西日本支社	福岡市博多区		
滋賀(水口)工場	滋賀県甲賀市		
岡山工場	岡山県勝田郡勝央町		

### ② 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,419名	127名増

(注) 上記の他に準社員105名を雇用しております。

## (8) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

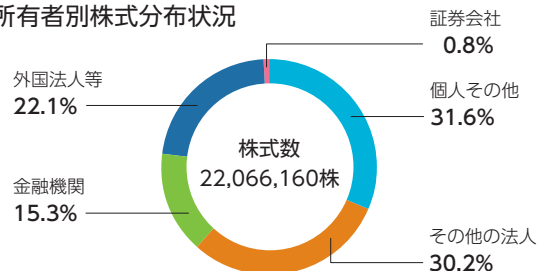
該当事項はありません。



## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 63,685,000株  
 (2) 発行済株式の総数 22,066,160株  
 (自己株式2,047,283株を含む)  
 (3) 当事業年度末の株主数 3,032名  
 (4) 大株主（上位10名）

所有者別株式分布状況



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
福島機器販売株式会社	4,235,800	21.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,670,300	8.3
福島裕	989,633	4.9
ガリレイ社員持株会	937,124	4.7
福島亮	673,189	3.4
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	600,972	3.0
有限会社ティール・シー・エス・ピー	556,600	2.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	497,100	2.5
CEPLUX - THE INDEPENDENT UCITS PLATFORM 2	351,000	1.8
日本生命保険相互会社	342,824	1.7

- (注) 1. 当社は、自己株式2,047,283株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 2. 2023年7月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社とその共同保有者2社が、2023年7月14日現在で1,366,900株 (株式等保有割合6.19%) を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く)	22,125株	7名
取締役 (監査等委員)	1,052株	5名

- (注) 当社の株式報酬制度に基づいて交付されたものであり、その内容につきましては、事業報告④ 会社役員に関する事項(4)取締役の報酬等に掲載しております。

## (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
福島 裕	代表取締役会長	福島機器販売株式会社 代表取締役 株式会社テンポスホールディングス 社外取締役
福島 豪	代表取締役社長執行役員	フクシマトレーディング株式会社 代表取締役
福島 亮	取締役副会長執行役員 F M S 事業部・ エンジニアリング事業部・ アジア事業部担当	有限会社ティー・シー・エス・ピー 代表取締役 ガリレイパネルクリエイティブ株式会社 代表取締役
片山 充	取締役常務執行役員 西日本支社長	
長尾 健二	取締役常務執行役員 製造本部長兼 グループ品質管理責任者 兼グループ生産統括 兼購買本部長	
水谷 浩三	取締役上級執行役員 中部支社長	
日野 達雄	取締役上級執行役員 管理本部長兼 グループ法務・知財部長	
竹内 博史	取締役(常勤監査等委員)	
堀之内 健士	取締役(常勤監査等委員)	
藤川 隆夫	取締役(監査等委員)	
吉 年 慶一	取締役(監査等委員)	
梨岡 英理子	取締役(監査等委員)	梨岡会計事務所 所長 同志社大学商学部 講師(嘱託) 株式会社環境管理会計研究所 代表取締役 株式会社三社電機製作所 社外監査役 大阪ガス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 竹内博史氏、藤川隆夫氏、吉年慶一氏及び梨岡英理子氏は社外取締役（監査等委員）であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために竹内博史氏及び堀之内健士氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（常勤監査等委員）竹内博史氏は、企業会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）藤川隆夫氏は、企業経営に関する相当程度の知見を有するものであります。また、取締役（監査等委員）吉年慶一氏は、事業経営及び技術開発に関する相当程度の知見を有するものであります。また、取締役（監査等委員）梨岡英理子氏は、財務、会計及びサステナビリティに関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項ならびに当社定款第31条に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）の全員と同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。但し、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は会社法上の取締役及び当社が採用する執行役員制度上の執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2022年5月24日開催の取締役会決議により定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には取締役の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等により構成するものとします。

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績、従業員給与との水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

業績連動報酬は、業務執行を伴う取締役に対して、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めるため、各事業年度における個別の営業利益を業績指標として、各取締役の役位、職責等に応じた一定の基準に基づき算出した額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。

取締役の報酬等のうち非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額150百万円以内かつ、当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は年50千株以内（但し、普通株式の株式分割（無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の株式分割総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。）とします。取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

基本報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額に対する割合の決定に関する方針は、持続的な企業価値の向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬の限度額は、2022年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）の固定報酬枠と、年額200百万円以内の業績連動型の変動報酬枠と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名です。

取締役（監査等委員を除く）の非金銭報酬である譲渡制限付株式付与のために上記報酬とは別に支給する金銭債権の限度額は、2022年6月27日開催の定時株主総会において年額150百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は7名です。

取締役（監査等委員）の報酬の限度額は、2020年6月29日開催の第69期定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

取締役（監査等委員）の非金銭報酬である譲渡制限付株式付与のために上記報酬とは別に支給する金銭債権の限度額は、2022年6月27日開催の定時株主総会において年額12百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は5名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については業績向上及び企業価値向上への貢献度の評価を適切に行うため、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長が委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額のうち、基本報酬の金額の決定としております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役会長が最も適しているからであります。

代表取締役会長は、当該決定にあたって、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬諮問委員会からの答申内容をふまえて決定するものであり、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、業績連動型報酬控除前の営業利益（以下「個別営業利益」という）とし、前払年金費用の増加額もしくは退職給付引当金の減少額（数理差異等特別損益で計上した費用を除く）を控除したものを実績といたします。

これは、業務執行を行う取締役が果たすべき業績責任を測る上で、個別営業利益が最も適切な指標の一つと判断し選定したものです。

一人当たりの役職別業績連動型報酬は、次のとおりとします（10万円未満切捨）。

取締役会長	個別営業利益の0.36%（支給率0.36）
社長執行役員を兼務する取締役	個別営業利益の0.34%（支給率0.34）
副会長執行役員を兼務する取締役	個別営業利益の0.31%（支給率0.31）
副社長執行役員を兼務する取締役	個別営業利益の0.31%（支給率0.31）
専務執行役員を兼務する取締役	個別営業利益の0.29%（支給率0.29）
常務執行役員を兼務する取締役	個別営業利益の0.25%（支給率0.25）
執行役員を兼務する取締役	個別営業利益の0.22%（支給率0.22）

但し、取締役就任後3年以内の場合は、上記支給率に0.75を乗じて支給し、業務執行を伴わない社外取締役ににつきましては、この算定方法の適用はありません。

総額200百万円を上限とし、下限を0円とします。支給総額が200百万円となる場合は、取締役の役職別支給率を全取締役の支給率の合計で除したものに200百万円を乗じた金額（10万円未満切捨）とします。

取締役が期中に退任した場合の業績連動型報酬は、職務執行期間を満了した場合の業績連動型報酬支給額を計算し、その金額を在籍月数によって按分計算したものとします（10万円未満切捨）。

なお、当事業年度における個別営業利益の実績は11,074百万円となりました。

#### ⑤ 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	416百万円	113百万円	199百万円	103百万円	7名
取締役(監査等委員) (うち社外役員)	45百万円 (32百万円)	41百万円 (29百万円)	— (—)	4百万円 (3百万円)	5名 (4名)
合計	462百万円	154百万円	199百万円	107百万円	12名

(注) 当社監査等委員会からは、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等について、過半数を社外取締役に構成される任意の報酬諮問委員会の答申を経て取締役会で決定されており、個人別報酬の額及びその決定プロセスは妥当であるとの意見をいただいております。

### (5) 社外役員に関する事項

#### ① 取締役(常勤監査等委員) 竹内博史

当事業年度における主な活動状況

社外取締役として当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、常勤監査役としての長年の経験と企業会計に関する豊富な知識を活かし、積極的な発言をするなど、取締役会の透明性の向上に寄与し、経営の監視の役割を果たしております。

監査等委員会の議長として当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席し、当社のガバナンス向上に貢献しております。

また、報酬諮問委員会の委員及び指名諮問委員会の委員を務め、役員報酬及び取締役・執行役員の候補者審議に関する答申を行い、実効性の高い監督を行っております。

また、社内の営業・管理部門の会議に定期的に出席し、的確な助言を行っております。

② 取締役(監査等委員) 藤川隆夫

当事業年度における主な活動状況

社外取締役として当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を活かし、積極的な発言をするなど、取締役会の透明性の向上に寄与し、経営の監視の役割を果たしております。

監査等委員として当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席し、当社のガバナンス向上に貢献しております。

また、指名諮問委員会の委員長を務め、取締役・執行役員の候補者審議に関する答申を行い、実効性の高い監督を行っております。

また、社内の営業部門の会議に定期的に出席し、的確な助言を行っております。

③ 取締役(監査等委員) 吉年慶一

当事業年度における主な活動状況

社外取締役として当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、事業経営及び技術開発についての幅広い知識と経験を活かし、積極的な発言をするなど、取締役会の透明性の向上に寄与し、経営の監視の役割を果たしております。

監査等委員として当事業年度に開催された監査等委員会14回の全てに出席し、当社のガバナンス向上に貢献しております。また、報酬諮問委員会の委員長及び指名諮問委員会の委員を務め、役員報酬及び取締役・執行役員の候補者審議に関する答申を行い、実効性の高い監督を行っております。

また、社内の技術開発部門及び品質管理部門の会議に定期的に出席し、的確な助言を行っております。

④ 取締役(監査等委員) 梨岡英理子

重要な兼職先と当社との関係

梨岡会計事務所の所長、同志社大学商学部の講師(囑託)、株式会社環境管理会計研究所の代表取締役、株式会社三社電機製作所の社外監査役及び大阪ガス株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社と当該兼職先の間には重要な取引その他特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況

社外取締役として当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、財務、会計及びサステナビリティについての幅広い知識と経験を活かし、積極的な発言をするなど、取締役会の透明性の向上に寄与し、経営の監視の役割を果たしております。

監査等委員として当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち13回に出席し、当社のガバナンス向上に貢献しております。

また、社内向けにサステナビリティに関する勉強会を開催し、関係部門への的確な助言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬            | 63百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 68百万円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

また、当社監査等委員会が、過年度の監査計画の内容及び報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、これらについて適切と判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるM&Aに関する財務デューデリジェンスについての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、再任もしくは不再任の決定を行います。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会において決議しております。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i. 当社は、事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を行動規範（コンプライアンス・ガイドライン）として定めるとともに、コンプライアンス研修の実施等により、当企業集団の役員及び従業員に周知徹底を図る。
  - ii. 当企業集団のコンプライアンスを推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、各部門のコンプライアンス担当責任者は実践体制を構築する。
  - iii. 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制規程に基づき、財務報告に係る各種規程・マニュアル・手順書等の内部統制システムの整備を進めるとともに、運用体制の強化を図る。
  - iv. 内部監査部門として代表取締役直轄の監査室を設置し、定期的な内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
  - v. 監査等委員会は、内部統制システムを利用した組織的な監査を行う。内部統制システムが適切に構築・運用されているか、監査室から報告を受け、必要に応じ、監査室に対し具体的な指示を出すことにより監査を行う。
  - vi. 監査等委員である取締役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
  - vii. 法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として外部通報窓口を含めた「内部通報制度」を設置・運営し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
  - viii. 行動規範には、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する考えを示すとともに、警察等関係機関との連携を密にし、反社会的勢力の排除に努める。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存・管理を適正に行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。また、情報の管理については、内部情報管理・個人情報保護に関する基本方針を定めて対応する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i. 「リスク管理規程」を定め、事業上のリスク管理に関する方針の決定及びリスク管理体制の整備、構築を行う。
  - ii. 重要な発生事項（環境・安全リスク情報を含む）については、部門責任者が情報収集し総務部門長が情報の集約を行い、総務部門または経理部門にて適時開示情報が否かを判断し、代表取締役へ報告後、情報取扱責任者が速やかに開示を行う。また、必要に応じ監査等委員会または監査等委員に報告する。



- iii. 与信リスクについては、売上債権管理規程、与信限度額作成基準の運用を徹底し、財務部門が運用状況の確認を行う。
  - iv. P L事故に対し迅速に対応するためのマニュアルを制定し、当企業集団に周知する。
  - v. リスク管理委員会を設置し、組織横断的に全社の見地でのリスク分析及び評価を行い、リスクを適正に管理するとともに、その対応策を推進及び統括する。また、結果について必要に応じ取締役会に報告する。
  - vi. 請負工事における受注案件については、発注から支払いまでの管理・統制機能を構築し、牽制機能の強化を図る。
  - vii. 社印の不適切な使用による不正を防ぐため、必要に応じて印章管理及び押印ルールを見直し、適時適切に発注行為が行われる仕組みを構築し、運用する。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i. 当社は、毎月1回取締役会を開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督を行う。
  - ii. 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、代表取締役・執行役員を兼務する取締役・執行役員・統括部門長・常勤監査等委員が出席する経営会議を開催し、そこでは、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行い、さらに、個別のテーマについて十分な討議を行う。なお、社外取締役は、必要に応じて経営会議及び他の重要な会議に出席する。
  - iii. 業務運営については、将来の営業環境を踏まえ中期計画及び単年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門は、その目標達成に向け具体策を立案し実行する。
  - iv. 日常の職務については、職務権限規程や決裁権限に基づいて権限の委譲を行い、上記意思決定に則して業務を遂行する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i. 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき取締役会への事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。
  - ii. 会計監査人、監査等委員会及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査及び調査を実施する。
  - iii. 子会社において企業理念、行動規範（コンプライアンス・ガイドライン）の周知徹底に努め、法令順守、企業倫理の徹底を図る。
  - iv. 子会社における品質、災害、環境、情報漏洩等のリスクを管理し、的確に対応できる体制を整える。
  - v. 子会社において取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会を原則として毎月1回開催し、機動的な意思決定を行う。
  - vi. 当社子会社に役員を派遣し、業務執行の監督・監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
- i. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の同意のもとに補助すべき使用人として監査計画に従い必要な人員を配置する。
  - ii. 監査等委員会を補助する使用人は、その職務に関して監査等委員である取締役の指揮命令に従うものとする。
  - iii. 当該使用人の人事評価、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査等委員会の同意を得る。

- ⑦ 監査等委員会への報告に関する体制
- i. 監査等委員である取締役は、取締役会・経営会議の他、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または担当部門責任者にその説明を求める。
  - ii. 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社または当社子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項を発見、または、決定した場合は、速やかに監査等委員会または監査等委員に報告する。
  - iii. i. 及び ii. の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。また、内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。
- ⑧ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針及びその他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査等委員である取締役が独自に弁護士や公認会計士等に相談する必要がある場合は、その職務執行において発生する費用は会社が負担する。
  - ii. 監査等委員である取締役は、定期的に代表取締役及び取締役と会合を行い、経営上の課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要な課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
  - iii. 監査等委員である取締役は、会計監査人から会計監査の方法及び結果（監査報告）について説明を受けるとともに、情報の交換を定期的に行うなど連携を図る。

## （２）業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

### ① コンプライアンスに関する事項

当社及び各グループ会社の取締役及び使用人に対し、法令及び定款を遵守するための取り組みとして行動規範（コンプライアンス・ガイドライン）の周知徹底を図っております。加えて、当社の使用人を対象にコンプライアンス研修を実施するとともに、毎月コンプライアンスに関する社内報を発行して、コンプライアンスに関する意識向上を図っております。

また、当社独自の「ガリレイフィロソフィ」を使用したフィロソフィ教育を実施し、社内研修や会議の場で繰り返し教育し、正しい考え方や行動のあり方を実践しております。

さらに、当社は内部通報制度を設けており、社内イントラネットにより使用人に周知するとともに、内部通報制度管理規程において、通報をしたことを理由に当該内部通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない旨を定めることにより、当社及びグループ各社のコンプライアンスの実効性向上に努めております。

② 監査等委員会についての事項

監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の監査等委員会に加えて社外取締役、会計監査人との定期面談に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行っております。

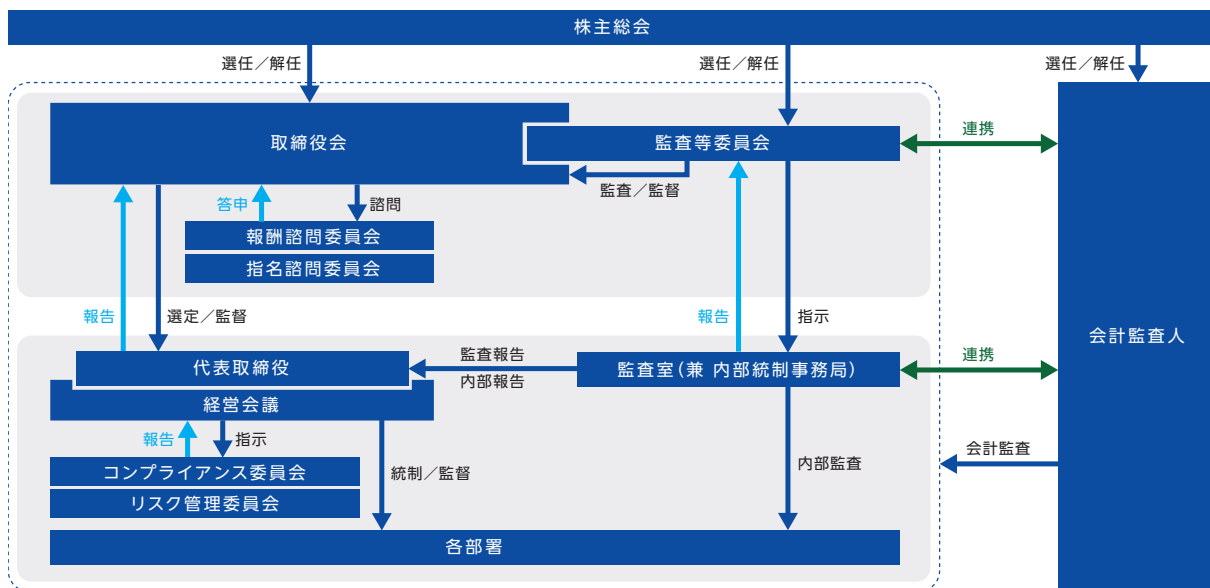
また、当社代表取締役と意見交換を行い、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査及び財務報告に係る内部統制の状況

監査室が、当社及び各グループ会社の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会及び代表取締役に報告しております。

また、監査等委員会との定例会議で情報交換を行うとともに、内部統制の年間運用状況を取締役会に報告しております。

コーポレート・ガバナンス体制



## 7 会社の支配に関する基本方針

### 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。当社としては、このような企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、必要かつ相当な対抗措置をとる必要があると考えます。

なお、その具体的な対抗措置につきましては、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保するために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、会社法その他関係法令及び定款の許容する範囲内において決定し、適切な措置を講じてまいります。

# 計算書類等

## 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>92,805</b>
現金及び預金	54,236
受取手形、売掛金及び契約資産	21,443
電子記録債権	7,540
商品及び製品	2,854
仕掛品	1,412
原材料及び貯蔵品	4,123
その他	1,386
貸倒引当金	△ 191
<b>固定資産</b>	<b>37,727</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>19,063</b>
建物及び構築物	8,968
機械装置及び運搬具	1,525
土地	7,881
その他	687
<b>無形固定資産</b>	<b>561</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>18,102</b>
投資有価証券	12,184
繰延税金資産	158
退職給付に係る資産	354
その他	5,511
貸倒引当金	△ 106
<b>資産合計</b>	<b>130,532</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>35,347</b>
支払手形及び買掛金	24,562
未払法人税等	2,133
賞与引当金	2,681
製品保証引当金	435
工事損失引当金	49
その他	5,483
<b>固定負債</b>	<b>2,357</b>
繰延税金負債	858
役員退職慰労引当金	21
長期未払金	1,244
退職給付に係る負債	132
資産除去債務	87
その他	13
<b>負債合計</b>	<b>37,705</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>85,728</b>
資本金	2,760
資本剰余金	3,576
利益剰余金	83,191
自己株式	△ 3,799
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>6,986</b>
その他有価証券評価差額金	6,449
為替換算調整勘定	450
退職給付に係る調整累計額	87
<b>非支配株主持分</b>	<b>112</b>
<b>純資産合計</b>	<b>92,826</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>130,532</b>

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		115,815
売上原価		83,418
<b>売上総利益</b>		<b>32,397</b>
販売費及び一般管理費		17,098
<b>営業利益</b>		<b>15,298</b>
営業外収益		
受取利息	100	
受取配当金	102	
受取家賃	96	
為替差益	471	
仕入割引	40	
その他	237	1,050
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	72	
支払補償費	21	
その他	93	188
<b>経常利益</b>		<b>16,159</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	51	
固定資産売却益	187	239
特別損失		
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩損	154	154
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>16,244</b>
法人税、住民税及び事業税	4,019	
法人税等調整額	△ 110	3,908
<b>当期純利益</b>		<b>12,335</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		28
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>12,306</b>

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,760	3,222	72,318	△ 3,172	75,127
当期変動額					
剰余金の配当			△ 1,464		△ 1,464
親会社株主に帰属する当期純利益			12,306		12,306
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)		354		209	564
自己株式の取得				△ 836	△ 836
連結子会社の清算による増減			31		31
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	354	10,873	△ 626	10,600
当期末残高	2,760	3,576	83,191	△ 3,799	85,728

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	4,536	123	47	4,706	73	79,907
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,464
親会社株主に帰属する当期純利益						12,306
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)						564
自己株式の取得						△ 836
連結子会社の清算による増減						31
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,912	327	39	2,280	39	2,319
当期変動額合計	1,912	327	39	2,280	39	12,919
当期末残高	6,449	450	87	6,986	112	92,826

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>67,311</b>	<b>流動負債</b>	<b>25,619</b>
現金預金	38,418	支払手形	324
受取手形、売掛金及び契約資産	16,848	電子記録債務	978
電子記録債権	5,504	買掛金	16,545
商品及び製品	2,189	未払金	1,674
仕掛品	272	未払消費税等	571
原材料及び貯蔵品	3,025	未払法人税等	1,286
前払費用	248	未払費用	710
その他	967	預り金	263
貸倒引当金	△ 164	賞与引当金	2,412
<b>固定資産</b>	<b>36,003</b>	製品保証引当金	408
<b>有形固定資産</b>	<b>15,984</b>	工事損失引当金	36
建物	7,017	その他	407
構築物	529	<b>固定負債</b>	<b>2,144</b>
機械及び装置	848	長期末払金	1,244
車両運搬具	2	資産除去債務	23
工具器具備品	426	繰延税金負債	861
土地	7,068	その他	15
建設仮勘定	91	<b>負債合計</b>	<b>27,764</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>401</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	320	<b>株主資本</b>	<b>69,225</b>
電話加入権	22	資本金	2,760
その他	58	資本剰余金	3,470
<b>投資その他の資産</b>	<b>19,616</b>	資本準備金	2,875
投資有価証券	11,828	その他資本剰余金	595
関係会社株式	2,291	<b>利益剰余金</b>	<b>66,794</b>
長期貸付金	390	利益準備金	138
前払年金費用	228	その他利益剰余金	66,655
長期前払費用	541	配当準備金	45
敷金及び保証金	127	研究開発準備金	45
保険積立金	1,779	圧縮記帳積立金	348
長期預金	2,337	別途積立金	10,670
その他	166	繰越利益剰余金	55,546
貸倒引当金	△ 75	<b>自己株式</b>	<b>△ 3,799</b>
<b>資産合計</b>	<b>103,314</b>	評価・換算差額等	6,325
		その他有価証券評価差額金	6,325
		<b>純資産合計</b>	<b>75,550</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>103,314</b>

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		92,023
売上原価		69,086
<b>売上総利益</b>		<b>22,936</b>
販売費及び一般管理費		12,024
<b>営業利益</b>		<b>10,911</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	559	
受取家賃	190	
為替差益	436	
仕入割引	299	
その他	181	1,666
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	67	
支払補償費	21	
その他	52	141
<b>経常利益</b>		<b>12,437</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	31	31
<b>税引前当期純利益</b>		<b>12,469</b>
法人税、住民税及び事業税	2,799	
法人税等調整額	517	3,316
<b>当期純利益</b>		<b>9,152</b>

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	2,760	2,875	241	3,116	138
当期変動額					
剰余金の配当					
圧縮記帳積立金の取崩					
当期純利益					
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)			354	354	
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	354	354	－
当期末残高	2,760	2,875	595	3,470	138

	株主資本					
	利益剰余金					
	その他利益剰余金					利益 剰余金合計
	配当準備金	研究開発 準備金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	45	45	355	10,670	47,852	59,106
当期変動額						
剰余金の配当					△1,464	△1,464
圧縮記帳積立金の取崩			△6		6	－
当期純利益					9,152	9,152
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	－	－	△6	－	7,694	7,687
当期末残高	45	45	348	10,670	55,546	66,794

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△3,172	61,810	4,449	4,449	66,260
当期変動額					
剰余金の配当		△1,464			△1,464
圧縮記帳積立金の取崩		－			－
当期純利益		9,152			9,152
自己株式の処分 (譲渡制限付株式報酬)	209	564			564
自己株式の取得	△836	△836			△836
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			1,875	1,875	1,875
当期変動額合計	△626	7,415	1,875	1,875	9,290
当期末残高	△3,799	69,225	6,325	6,325	75,550

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年6月20日

フクシマガリレイ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西方	実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安場	達哉

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フクシマガリレイ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フクシマガリレイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2024年6月20日

フクシマガリレイ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西方	実
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安場	達哉

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フクシマガリレイ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については、事業報告に記載の通り、国内における据付工事を伴う



売上高の期間帰属等に関して2件の不備が確認された件を除き、指摘する事項は認められません。監査等委員会としましては、再発防止に向けた内部統制の整備及び運用への取り組みについて、今後も継続的に注視してまいります。

- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月24日

フクシマガリレイ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 堀之内 健 士 ㊞

常勤監査等委員 竹 内 博 史 ㊞

監査等委員 藤 川 隆 夫 ㊞

監査等委員 吉 年 慶 一 ㊞

監査等委員 梨 岡 英 理 子 ㊞

(注) 常勤監査等委員竹内博史、監査等委員藤川隆夫、吉年慶一及び梨岡英理子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会継続会会場ご案内図



大阪市西淀川区竹島2丁目6番18号  
**ガリレイグループ本社ビル 8階**  
電話(06)6477-2011(代表)

交通の  
ご案内

**JR東西線 加島駅 出口①より徒歩2分**

※会場にお越しになる際は、駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。



**GALILEI**  
Be cool, Be alive.



環境に配慮した植物油インキを使用しています。

**UD FONT**

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。